

共産党再要望項目一覧

平成28年度5月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
1. 保育所問題への対応について	
①「鳥取県福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正」案を撤回すること。	本県においても、毎年年度中途の待機児童が発生しており、待機児童の早急な解消と保育士の労働条件の緩和を図るため、各市町村や施設からは条例改正を求める声も多いことから、条例改正を提案する。しかしながら、保育現場の意見やパブリックコメントも踏まえ、条例に弾力化の期限を設けるとともに、弾力化により保育に従事することが可能となる保育士資格を有しない者に対する県独自の研修を義務付けるなど、県独自の基準を設定し指導監査等を通じて厳格に運用することで保育の質の確保を図る。
<ul style="list-style-type: none"> 保育士の配置基準を緩和し、無資格者や保育士でない者の配置を容認することは、子どもへの保育の質を低下させ、質の低下を固定化することになる。この条例改定は、保育所が子どもの大切な命を預かっているという責任の重さへの認識が余りに乏しいことを示している。子どもの命を守り、発達を促すべき保育所で質を低下させることは絶対にあってはならない。子どもの保育の質を一番に考えた対応をすること。 	<p>県としても、国に対し新制度における処遇改善等加算や職員配置の改善等の「質の向上」がさらに図られるよう引き続き要望していくが、県条例で配置基準を引き上げることについては、保育士確保の観点から市町村の共通理解を得ることが難しく、現時点では補助制度によって政策的に保育士の加配を進めることとしている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 今回の配置基準の緩和は、保育士への評価を引き下げ、保育士の処遇改善につながらなくなる。保育士不足の原因は他産業の平均に比べ10万円も安い賃金にある。保育士の処遇改善策もないまま、配置基準を低下させることは、一層の保育士不足を招くことになる。 	<p>【5月補正】保育・幼児教育の質の向上強化事業 410千円</p>
<ul style="list-style-type: none"> 保育士の負担軽減を理由にしているが、専門性のない者の配置は、専門性のある保育士の責任が重くなり、むしろ負担を増加させることになる。 	
<ul style="list-style-type: none"> 現在の保育士配置基準そのものが劣悪であり、これ以上引き下げられるものではないことは、引き上げを求めてきた県自身が認識しているはずである。むしろ、保育士配置基準の引き上げ、特に0歳、3歳、5歳で行うこと。 	
<ul style="list-style-type: none"> 今回の条例改正で、待機児童がいない保育所でも規制緩和を行う可能性があるが、歯止めがない。 	
②保育士不足、待機児童対策というなら、県独自にでも月額1万円、2万円の保育士処遇改善を行うこと。また、年度中途の待機児童解消のための乳児加配補助は、私立だけでなく、公立にも行うこと。	<p>国において、保育士や介護士の処遇改善を「ニッポン1億総活躍プラン」に反映させ、来年度から実施する方針を打ち出していることから、財源確保も含めてそれら処遇改善が着実に実施されるよう、引き続き国に対して強く要望していく。</p> <p>また、国の動向も踏まえつつ現在単県で実施している1歳児加配や障がい児加配に加え、どのような方策がありうるか市町村とも協議をしていくこととしている。</p> <p>なお、公立保育所の運営費については、平成15年度から一般財源化され市町村に交付税措置されていることから、市町村が負担することが原則であり、公立保育所に対する県の補助は、</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
	<p>① 1歳児加配や障がい児加配など、交付税措置を上回る配置基準により保育の質の向上を図るもの</p> <p>② 県に交付税措置されている産休等代替職員配置補助事業に限定している。</p> <p>また、年度中途の乳児の入所に対応するための保育士の配置に対する助成については、</p> <p>① 国庫補助金が存在していた平成15年の時点で、公立は対象外とされていたこと</p> <p>② 保育の実施主体たる市町村が計画的に職員配置を行うことは、市町村本来の事務であることから、県の補助の対象とすることは考えていない。</p>